

保育の必要性の事由「育児休業の継続」の特例について

■ 概要

木津川市では、保育の必要性の事由「育児休業の継続」については、育児休業の対象となる児童が満2歳に達する月の月末までという有効期間を設けており、満2歳を超えて育児休業を取得する場合は退園となります。

小学校就学を控えた5歳児クラスの児童であっても、同じ対応をしているところです。

しかし、次年度に小学校就学を控えている5歳児クラスについては、児童福祉等の観点から育児休業を定められた期間を超えて延長しても卒園まで通うことができるとする市町村もあります。

そこで、以下のとおり保育事由の認定に係る運用を変更することとします。

■ 変更

現行：保育の必要性の事由「育児休業の継続」の有効期間は育児休業の対象となる児童が満2歳に達する月の月末までであり、満2歳を超えて育児休業を取得する場合は退園。

今後：保育の必要性の事由「育児休業の継続」の有効期間は育児休業の対象となる児童が満2歳に達する月の月末までであり、満2歳を超えて育児休業を取得する場合は退園。

ただし、育児休業の対象となる児童が待機となったために、当該児童に係る育児休業を、2年を超えて延長した場合、小学校就学を控えた5歳児クラスの児童に限り、上記有効期間を廃止し、卒園まで在籍することができる。

■ 根拠となる資料

- ・ 南部8市の実施状況(資料3-2)
- ・ 全国の実施状況(資料3-3)
- ・ 平成14年2月22日付雇児保発第0222001号各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知(資料3-4)

■ 施行時期 承認後すぐに

全国の実施状況 (R6.7.10現在)

子ども・子育て会議	
資料3-3	R6.8.7

	奈良県王寺町	東京都小金井市	東京都国分寺市
全国の育児休業中の在園児の保育施設等継続入所についての実施状況	対象児が満1歳の誕生月の翌月1日までに保育所等へ入所できず、育児休業を延長する場合は退所となるが、次年度に小学校入学を控えている場合のみ、継続入所が認められる	育児休業に有効期間は定められているが、4月1日時点で上の子が4・5歳児クラスの場合、上の子の生活環境保障のため、下の子の育児休業は終了せず、保育園に引き続き在園することが可能	育児休業に有効期間は定められているが、下の子が2歳を迎えた年度末の時点において、すでに保育所等に通っている上の子が4・5歳児クラスに在籍している場合は、児童福祉等の観点から育児休業を継続・延長しても卒園まで通うことが可能

次年度に小学校入学を控えている場合は、有効期限を超えて育児休業を延長しても退所とならないとする市町村がある。

子ども・子育て会議	
資料3-4	R6.8.7

○育児休業に伴う入所の取扱いについて

(平成14年2月22日)

(雇児保発第0222001号)

(各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)

育児休業に伴う入所の取扱いについて、疑義照会が多く寄せられていることから、下記のとおり当職の考え方をとりまとめたので通知する。

また、これに伴い、「保護者求職中の取扱い等保育所の入所要件等について」(平成12年2月9日見保第2号厚生省児童家庭局保育課長通知)の3を削除し、4を3とする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言である。

記

家庭での保育は子どもの育成の上で重要なことではあるが、保護者が育児休業することとなった場合に、休業開始前既に保育所へ入所していた児童については、下記に掲げる場合等児童福祉の観点から必要があると認める場合には、地域における保育の実情を踏まえた上で、継続入所の取扱いとして差し支えないものである。

(1) 次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合

(2) 当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合

なお、この場合であっても、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」(平成9年9月25日見発第596号厚生省児童家庭局長通知)のⅡの1の(8)において定めるとおり、入所児童の家庭の状況等について毎年、事実の確認を行い、入所に関し公平な状況を保ち、地域としての適切な保育の実施に留意されたい。

入所児童の環境の変化に留意し事由「育児休業の継続」を認めているため、小学校就学を控えた児童が卒園間近に退園となってしまうと、環境が次々と変わることになり、負担が大きい。